

東峰村におけるコインランドリーの設置・運営業務に係る企画提案仕様書

1 全般事項

(1) 概要

本仕様書は、東峰村が東峰村買い物支援拠点施設（以下「拠点施設」という。）において、コインランドリーを設置・運営する場合の製品の形状やサービスの条件、費用負担の設定などの基本的な事項を定めたものである。これらの機器導入及び独立採算による運営・維持管理事業を行うことを希望する者（以下「応募者」という。）は、本仕様書に定める事項に基づいて企画提案書を作成し、東峰村に対して書類の提出を行うものとする。

(2) 施設概要

- ・設置場所：福岡県朝倉郡東峰村大字福井735番地5 拠点施設内
- ・施設整備主体：東峰村（建物・内外装等・機器一式は、東峰村が整備予定。看板の設置については事業者と協議する。）
- ・コインランドリー運営主体：企画提案型プロポーザルにより選定された事業者
- ・コインランドリー運営期間：営業開始日から5年間（東峰村と事業者双方合意の上、更新可）

(3) 提案限度額

10,483,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 設備設置工事に係るスケジュール

- ・契約締結日：令和8年10月中旬
- ・建設関係事業者との協議・調整：契約締結日～令和8年11月中旬
- ・ランドリー設備設置等に係る工事：令和8年11月末～同年12月末
- ・拠点施設開業：令和9年3月末

※スケジュールは変更となる場合がある。

2 企画提案書の内容等

(1) 本システム及びコインランドリーの特徴と理念

(2) 洗濯乾燥機・乾燥機（各設置備品を含む）の規格・機能・特徴等

(3) 保守管理体制

※機器故障時等の応需体制（平日・土曜・日曜・祝日（年末年始・ゴールデンウィーク含む・夜間）

※日常巡回の有無・頻度、定期保守、清掃管理等

(4) 売上及び収支の予測（運用開始後の予測）

(5) その他、運営を通じた地域貢献に資する独自提案

※拠点施設は、本村の買い物・生活環境の維持向上を目的に整備するものである。整備目的を踏まえて、ランドリーの運営を通じて目的達成につながる独自提案を行うこと。

3 東峰村からの提示事項

(1) 契約期間

設備導入契約の期間は、契約締結日から設備の検査完了日までとし、運営期間は拠点施設の営業開始日から5年間（東峰村と事業者双方合意の上、更新可）とする。

※提案内容によって変動する場合がある。

※今後、指定管理制度に基づいて拠点施設の指定管理者を選定した場合は、別途指定管理者と協議を行った上で、契約内容を指定管理者に引き継ぐことを前提とする。

(2) 設置予定台数

※若干の機器の変動が生じる場合がある。

洗濯乾燥機 27kg：1台

17kg：1台

乾燥機 25kg：1台

14kg：1台（上下2段式）、単体では計2台

(3) 設置備品の仕様

洗濯乾燥機・乾燥機 ※若干の機器の変動が生じる場合がある。

① 奥行1000mm～1700mm×幅850mm～1000mm×高さ2000mm以内

※設置可能な機種を選定すること。

※ランドリー部分の床面積・高さ（予定）：L5460mm×W5460mm×H2710mm

② 機種の選定に当たっては、振動や防音を考慮すること。

③ サービス利用者が利用しやすい機器であること。

④ 洗濯コース、乾燥コース、洗濯乾燥コースが選べること。

⑤ 取扱説明は分かりやすいものにすること（写真や図等を活用して明示）

⑥ 稼働中、残所要時間を表示すること。

⑦ 運営に必要な備品類は、東峰村と応募者が協議して設置すること。その際、転倒防止対策を確実に実施すること。

(4) ランドリー運営において想定される業務範囲

選定事業者は、次の業務を独立採算のもとで実施するものとする。東峰村は運営に関する負担を負わない。

業務区分	内 容
日常運営	開店前点検、営業時間中の巡回、利用者対応
集金・売上管理	現金・電子決済の集金、売上管理、村への報告
清掃	店内外の日常清掃、洗剤補充、什器維持
保守・故障対応	機器の日常点検、故障時の一次対応及び修繕業者への手配
苦情・トラブル対応	利用者からの問い合わせ・苦情への一次対応、緊急時対応（24時間体制又はコールセンター等）
広報・販促	チラシ・のぼり等の販促物設置、SNS等での情報発信
システム運用	遠隔監視、デジタルサイネージ等の運用・コンテンツ更新

※ 上記業務を一括して実施できることを必須要件とする。

(5) プロポーザルの方法

企画提案公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定する。

4 参加手続

(1) 参加資格

次のすべての要件を満たすこと。

- ① コインランドリー事業の運営について、直営又はフランチャイズ方式を問わず、複数店舗の運営実績を有すること。
- ② 清掃、機器保守点検、集金、利用者からの苦情対応、緊急時対応を含む運営業務全般を一括して実施できる体制を有し、東峰村側の人的関与を要しないこと。
- ③ 24時間又は長時間の無人稼働施設における防犯・トラブル対応の実績又はノウハウを有すること。
- ④ 電子決済・遠隔監視システム等、非対面での運営管理を可能とするシステムを有すること。
- ⑤ 東峰村財務規則（平成17年規則第36号）第86条第2項に規定する一般競争入札参加資格者簿に登録されていること。
ただし、プロポーザル参加申込の際に関係書類に加えて、誓約書及び履歴事項全部証明書等を提出することにより、入札参加資格を満たしていることが確認できた場合は、プロポーザルに参加できるものとする。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑦ 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑧ 関係書類の提出日から契約締結日までの期間において、東峰村指名停止等措置要綱（平成17年告示第39号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑨ 東峰村暴力団排除条例（平成22年条例第16号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団密接関係者に該当しないこと。
- ⑩ その他公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。

(2) 参加申込

参加希望者は、次の書類を直接持参又は郵送にて事務局まで提出すること。

（電子メールでの提出は不可、提出は土日祝日を除く。）

【提出書類】

- ① 提案書（任意様式可） 5部
様式は任意ですが、次の項目について記載してください。
2 企画提案書の項目に沿って、3 東峰村からの提示事項の内容を踏まえて提案すること。
- ② 会社概要及び運営実績一覧（直近3年程度、店舗数・運営形態を明記） 5部
- ③ 設備設置に係る見積書（積算内訳を含む） 5部
- ④ 財務諸表（直近2～3期分） 1部
- ⑤ 誓約書（様式第2号） 1部
※誓約書及び履歴事項全部証明書等は、提案書提出期限後の提出でも可とする。

5 提案スケジュール

- 令和8年 9月25日（金） 公募開始（村HP公表、仕様書等の配布開始）
- 令和8年10月 2日（金） 質問の受付期限（17時まで）
- 令和8年10月 5日（月） 質問に対する回答期限（予定）
- 令和8年10月 9日（金） 提案書等の提出期限（17時まで）
- 令和8年10月14日（水） 企画提案審査
- 令和8年10月19日（月） 企画提案者の決定及び通知（予定）

6 提案書等の提出

- （1）提出期限 令和8年10月9日（金） 17時まで
- （2）提出書類 上記記載のとおり
- （3）提出方法 書留郵送または持参
※郵送の場合は必着のこと
- （4）提出先 東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課
〒838-1692 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原941-9

7 質疑応答

提案に関する質問については、下記のとおり電子メールにて受け付けます。受付した質問の回答については、質問者を伏せ一覧表にまとめた形で、質問書を提出された全ての事業者へ電子メールにて通知します。

- （1）受付期間 令和8年10月2日（金）（17時まで）
- （2）提出方法 電子メール
- （3）質問票 別紙（様式第1号）
- （4）回答 令和8年10月5日（月）（予定）
質問票を提出した全ての事業者へ電子メールにて回答

8 審査の方法

審査は、プロポーザル審査委員会において、業務実施の確実性・実行性、業務にかかる経費等について客観的かつ総合的に評価し、下記のとおり選定します。

- （1）プレゼンテーション
なし。（書面での提案書方式による）
- （2）評価
評価は下記のとおりとします。なお、配点ウェイトについては非公開とします。
提案書の内容を加味して契約候補者等を選定する。
- （3）契約候補者の選定
東峰村執行部及びプロポーザル審査委員会において、契約候補者を決定します。
- （4）応募者が1事業者の場合の取り扱い
提案書の提出が1事業者であっても審査を行い、選定の可否を決定します。

9 審査結果の通知及び公表

事業者決定後、速やかに参加事業者に結果を通知します。

10 契約

決定した契約候補者と提案の内容を反映させる目的で必要に応じ、仕様書の補正を行った後、契約を締結します。

11 その他の留意事項

(1) 複数提案の禁止

提案参加事業者は、複数の提案書の提出はできません。

(2) 提出書類の変更の禁止

提出期限到来後の提出書類の変更、差し替えまたは再提出は、軽微な修正を除き原則認めません。

(3) 提案書の取り扱い

東峰村が受理した提案書は、理由の如何に関わらず返却しません。

(4) 費用負担

提案書の作成等に要する一切の経費等は全て参加事業者の負担とします。

(5) 提案書の著作権及び公表

提案書の著作権は申請する事業者に帰属します。

ただし、東峰村は、候補者の選定結果の公表等に必要な場合には、提案書の内容を使用できるものとします。

(6) 情報公開・公表について

提出された提案書等については、東峰村情報公開条例（平成17年条例第8号）の規定に基づき公開されることがあります。

12 問い合わせ

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課

〒838-1692 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原941-9

電 話 0946-74-2311（代）

ファックス 0946-74-2722

電子メール hoken@vill.toho.fukuoka.jp

様式第1号

令和 年 月 日

東峰村長 様

法 人 名
所 在 地
代 表 者

印

質 問 書

東峰村におけるコインランドリーの設置・運営に係る企画提案の公募型プロポーザルの実施に基づき、次の事項について質問します。

質問事項

【担当部署名】

【担当者名】

【電話番号】

【FAX番号】

誓約書

令和 年 月 日

東 峰 村 長 様

本社(店)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、東峰村が東峰村暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の村の事務又は事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札及び契約から排除していることを認識したうえで、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴村が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

1 次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)である。
 - (2) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその法人の役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)をいう。以下同じ。)が暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっている。
 - (3) 構成員等であるところを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用している。
 - (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請負契約又は資材、原材料の購入契約等を締結した。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用した。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与した。
 - (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三社の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用した、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与した。
 - (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している。
- 2 前項の各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 東峰村指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者及び第1項各号に該当する者を下請負人(一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。)としません。
- 4 第1項各号に該当する者を下請負人としていて、東峰村から当該下請負契約の解除(当該下請負契約の当事者でない場合は当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。)を求められた場合には、解除等の求めに従います。

【第1項各号の解釈について】

1 第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請負契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

2 第8条関係

「密接な交際」とは、例えば知人又は友人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。